

鳥取県告示第820号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第2項の規定により告示する。

特定非営利活動促進法第10条第1項第1号、第2号イ、第5号、第7号及び第8号に掲げる書類は、平成25年2月12日までの間、インターネットを利用する方法により公衆の縦覧に供する。

平成24年12月18日

鳥取県東部総合事務所長 齋 藤 明 彦

- 1 申請のあった年月日
平成24年12月12日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人はるひな
- 3 申請に係る特定非営利活動法人の代表者の氏名
高垣 大輔
- 4 申請に係る特定非営利活動法人の主たる事務所の所在地
鳥取市桂木748-1
- 5 申請に係る特定非営利活動法人の定款に記載された目的
この法人は、高齢者、障害者等福祉サービスを必要とする者に対して、福祉に関する事業を行い、地域社会貢献に寄与することを目的とする。